

岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、障害児に対する継続的な支援に支障が生じないようにすることを目的に市町村が行う障害児通所支援事業所継続支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、知事が別に定める。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(交付決定通知)

第4条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定による実績報告は、規則第4条の交付の申請をもってこれを行ったものとみなす。

(額の確定)

第7条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、規則第5条の規定による交付の決定をもってこれを行ったものとみなす。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 市町村長は、別に知事が指定するところにより、別記第3号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(書類、帳簿等の保存期間)

第9条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

別記
第1号様式（第3条関係）

番 年 月 日

岐阜県知事 様

市町村長

岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付申請書

岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 関係書類
 - (1) 年度障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金額調（別紙1）
 - (2) 補助基準額（別紙2から別紙4までのうち該当するものに限る。）
 - (3) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
 - (4) その他参考となる書類

別紙 1

岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金額調

(市町村名：)

補助対象経費 A	県補助所要額 (利用者負担分) (A × 1/10) B	補助対象経費 の10分の9 (公費負担相当分) (A × 9/10) C	県補助所要額 (公費負担相当分) (C × 3/4) D	県補助 所要額 (B+D) E	備考

(注1)この表に直営又は委託により実施する事業の所要額を記入すること。

(注2)A欄は、別紙2、別紙3、別紙4又は別紙5により算定された算定支給額の合計を記入すること。

(注3)E欄は、千円未満の額を切り捨てた額を記入すること。

補助基準額（事業所所在地が「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）」第2号に定める地域区分で3級地に属する場合）

種別	区分	基準額 (円)	支給日数	補助対象経費(円) (基準額×支給日数)	
放課後等 デイサー ビス	開所時間 減算適用 外の場合	(1) 区分1の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	8,632	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,798	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	4,490	0
		(2) 区分2の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,957	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,297	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	4,098	0
		重症心身障害児 の場合	(一) 利用定員が5人の場合	(一) 利用定員が5人の場合	22,681
	(二) 利用定員が6人の場合			18,982	0
	(三) 利用定員が7人の場合			16,320	0
	(四) 利用定員が8人の場合			14,337	0
	(五) 利用定員が9人の場合			12,799	0
	(六) 利用定員が10人の場合			11,563	0
	(七) 利用定員が11人以上の場合			9,012	0
	共生型放課後等デイサービスの場合		6,171	0	0
	基準該当放課後 等デイサー ビスの 場合 ※注2	(1) 基準該当放課後等デイサービス(Ⅰ)の場合		7,330	0
		(2) 基準該当放課後等デイサービス(Ⅱ)の場合		6,171	0
	配置すべき従業 者(児童発達支 援管理責任者を 除く。)の員数 が基準に満た ない場合(サー ビス提供職員欠 減算適用の場 合)	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,038	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,054	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	3,139	0
		(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,569	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,706	0
(三) 利用定員が21人以上の場合			2,866	0	
基準該当放課後 等デイサー ビスの 場合		(1) 基準該当放課後等デイサービス(Ⅰ)の場合	5,135	0	
児童発達支援管 理責任者の員数 が基準に満た ない場合(児童 発達支援管理責 任者欠減算適用 の場合)		(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,038	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,054	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	3,139	0
	(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,569	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,706	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,866	0	
基準該当放課後 等デイサー ビスの 場合		(1) 基準該当放課後等デイサービス(Ⅰ)の場合	5,135	0	
児童指導員等の 有資格者を配置 している場合 (児童指導員等 配置加算適用の 場合)	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	8,763	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,886	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	4,556	0	
	(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	8,087	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,384	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	4,163	0	
配置すべき従業 者(児童発達支 援管理責任者を 除く。)の員数 が基準に満た ない場合(サー ビス提供職員欠 減算適用の場 合)	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,136	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,120	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,193	0	
	(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,657	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,771	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,910	0	
児童発達支援管 理責任者の員数 が基準に満た ない場合(児童 発達支援管理責 任者欠減算適用 の場合)	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,136	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,120	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,193	0	
	(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,657	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,771	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,910	0	
開所時間 減算適用 の場合 (開所時 間が4時 間未満の 場合)	(1) 区分1の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,038	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,054	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,139	0	
	(2) 区分2の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,569	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,706	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,866	0	

重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合		15,874		0
	(二) 利用定員が6人の場合		13,290		0
	(三) 利用定員が7人の場合		11,429		0
	(四) 利用定員が8人の場合		10,037		0
	(五) 利用定員が9人の場合		8,956		0
	(六) 利用定員が10人の場合		8,098		0
	(七) 利用定員が11人以上の場合		6,305		0
共生型放課後等デイサービスの場合					
4,322					
0					
基準該当放課後等デイサービス(Ⅰ)の場合					
5,135					
0					
基準該当放課後等デイサービス(Ⅱ)の場合					
4,322					
0					
配置すべき従業員(児童発達支援管理責任者を除く。)の員数が基準に満たない場合(サービス提供職員欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,229		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,834		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,201		0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,902		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,594		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,005		0
基準該当放課後等デイサービスの場合					
(1) 基準該当放課後等デイサービス(Ⅰ)の場合					
3,598					
0					
児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(児童発達支援管理責任者欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,229		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,834		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,201		0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,902		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,594		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,005		0
基準該当放課後等デイサービスの場合					
(1) 基準該当放課後等デイサービス(Ⅰ)の場合					
3,598					
0					
児童指導員等の有資格者を配置している場合(児童指導員等配置加算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,136		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,120		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,193		0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,657		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,771		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,910		0
配置すべき従業員(児童発達支援管理責任者を除く。)の員数が基準に満たない場合(サービス提供職員欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,294		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,888		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,234		0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,956		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,637		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,038		0
児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(児童発達支援管理責任者欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,294		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,888		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,234		0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,956		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,637		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,038		0
開所時間減算適用の場合(開所時間が4時間以上6時間未満の場合) ※注1	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,335		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,926		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,815		0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,768		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,501		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,488		0
重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合		19,283		0
	(二) 利用定員が6人の場合		16,130		0
	(三) 利用定員が7人の場合		13,869		0
	(四) 利用定員が8人の場合		12,187		0
	(五) 利用定員が9人の場合		10,883		0
	(六) 利用定員が10人の場合		9,825		0
	(七) 利用定員が11人以上の場合		7,664		0
共生型放課後等デイサービスの場合					
5,246					
0					

基準該当放課後等デイサービス ※注2	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合			6,227	0			
		(2) 基準該当放課後等デイサービス (II) の場合	障害児(重症心身障害児を除く。)の場合	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,133	0	
					(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,444	0	
					(三) 利用定員が21人以上の場合	2,670	0	
				(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,730	0	
					(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,150	0	
					(三) 利用定員が21人以上の場合	2,441	0	
			基準該当放課後等デイサービスの場合		(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合	4,366	0	
			児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(児童発達支援管理責任者欠如減算適用の場合)	障害児(重症心身障害児を除く。)の場合	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,133	0
						(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,444	0
(三) 利用定員が21人以上の場合	2,670					0		
(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,730			0			
	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,150			0			
	(三) 利用定員が21人以上の場合	2,441			0			
基準該当放課後等デイサービスの場合		(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合		4,366	0			
児童指導員等の有資格者を配置している場合(児童指導員等配置加算適用の場合)	障害児(重症心身障害児を除く。)の場合	(1) 区分1の場合		(一) 利用定員が10人以下の場合	7,444	0		
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,003	0		
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,869	0		
		(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,877	0			
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,578	0			
			(三) 利用定員が21人以上の場合	3,542	0			
	配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)の員数が基準に満たない場合(サービス提供職員欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,221	0			
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,498	0			
		(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,806	0			
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,204	0			
児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(児童発達支援管理責任者欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,221	0				
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,498	0				
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,714	0				
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,806	0				
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,204	0				
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,474	0				
児童発達支援	開所時間減算適用外の場合	児童発達支援センターで行う場合	障害児(聴覚障害児及び重症心身障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が30人以下の場合	11,859	0		
				(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	10,973	0		
				(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	10,153	0		
				(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	9,377	0		
				(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	9,060	0		
				(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	8,776	0		
				(七) 利用定員が81人以上の場合	8,492	0		
			聴覚障害児の場合	(一) 利用定員が20人以下の場合	15,116	0		
				(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	13,006	0		
				(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	11,738	0		
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が15人以下の場合	14,816	0			
			(二) 利用定員が16人以上20人以下の場合	11,574	0			
			(三) 利用定員が21人以上の場合	10,282	0			
		児童発達支援センター以外で行う場合	主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	9,047	0		
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	6,093	0		
				(三) 利用定員が21人以上の場合	4,741	0		
			上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,695	0		
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,090	0		
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,934	0		

	重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合	23,349	0
		(二) 利用定員が6人の場合	19,650	0
		(三) 利用定員が7人の場合	16,810	0
		(四) 利用定員が8人の場合	14,760	0
		(五) 利用定員が9人の場合	13,178	0
		(六) 利用定員が10人の場合	11,897	0
		(七) 利用定員が11人以上の場合	9,313	0
	共生型児童発達支援の場合		6,260	0
	基準該当児童発達支援の場合 ※注3	(1) 基準該当児童発達支援 (I) の場合	7,430	0
		(2) 基準該当児童発達支援 (II) の場合	6,260	0
	児童指導員等の 有資格者を配置 している場合 (児童指導員等 配置加算適用の 場合)	主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	9,177
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	6,180
			(三) 利用定員が21人以上の場合	4,806
		上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,826
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,177
			(三) 利用定員が21人以上の場合	4,000
開所時間 減算適用 の場合 (開所時 間が4時 間未満の 場合)	児童発達支援セ ンターで行う場 合	障害児(難聴児及び重症心身 障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が30人以下の場合	8,306
			(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	7,683
			(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	7,104
			(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	6,568
			(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	6,339
			(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	6,142
			(七) 利用定員が81人以上の場合	5,945
		難聴児の場合	(一) 利用定員が20人以下の場合	10,580
			(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	9,104
			(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	8,219
			(四) 利用定員が41人以上の場合	7,454
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が15人以下の場合	10,371
			(二) 利用定員が16人以上20人以下の場合	8,098
			(三) 利用定員が21人以上の場合	7,196
	児童発達支援セ ンター以外で行 う場合	障害児(重症心 身障害児を除 く。)の場合	主に未就学 児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合
				(三) 利用定員が21人以上の場合
			上記以外の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合
				(三) 利用定員が21人以上の場合
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合	16,342
			(二) 利用定員が6人の場合	13,691
			(三) 利用定員が7人の場合	11,763
			(四) 利用定員が8人の場合	10,337
			(五) 利用定員が9人の場合	9,223
			(六) 利用定員が10人の場合	8,332
			(七) 利用定員が11人以上の場合	6,516
	共生型児童発達支援の場合		4,378	0
	基準該当児童発達支援の場合 ※注3	(1) 基準該当児童発達支援 (I) の場合	5,202	0
		(2) 基準該当児童発達支援 (II) の場合	4,378	0
	児童指導員等の 有資格者を配置 している場合 (児童指導員等 配置加算適用の 場合)	(1) 主に 未就学児の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,420
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,327
			(三) 利用定員が21人以上の場合	3,368
		(2) 上記 以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,482
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,629
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,801
開所時間 減算適用 の場合 (開所時 間以上6 時間未満 の場合)	児童発達支援セ ンターで行う場 合	障害児(難聴児及び重症心身 障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が30人以下の場合	10,077
			(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	9,323
			(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	8,634
			(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	7,967
			(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	7,705
			(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	7,465
			(七) 利用定員が81人以上の場合	7,213

		難聴児の場合	(一) 利用定員が20人以下の場合	12,853		0
			(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	11,061		0
			(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	9,979		0
			(四) 利用定員が41人以上の場合	9,050		0
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が15人以下の場合	12,599		0
			(二) 利用定員が16人以上20人以下の場合	9,836		0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	8,744		0
	児童発達支援センター以外で行う場合	障害児（重症心身障害児を除く。）の場合	主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,695	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,177	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	4,033	0
			上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,540	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,327	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,346	0
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合	19,851		0
			(二) 利用定員が6人の場合	16,620		0
			(三) 利用定員が7人の場合	14,292		0
			(四) 利用定員が8人の場合	12,543		0
			(五) 利用定員が9人の場合	11,206		0
			(六) 利用定員が10人の場合	10,115		0
			(七) 利用定員が11人以上の場合	7,920		0
		共生型児童発達支援の場合		5,324		0
		基準該当児童発達支援の場合 ※注3	(1) 基準該当児童発達支援（Ⅰ）の場合	6,316		0
			(2) 基準該当児童発達支援（Ⅱ）の場合	5,324		0
	児童指導員等の有資格者を配置している場合（児童指導員等配置加算適用の場合）	障害児（重症心身障害児を除く。）の場合	(1) 主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,804	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,253	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	4,087	0
			(2) 上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,649	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,403	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,400	0
医療型児童発達支援	開所時間減算適用外の場合	医療型児童発達支援センターで行う場合	肢体不自由児の場合	3,880		0
			重症心身障害児の場合	5,000		0
	指定発達支援医療機関で行う場合	医療機関で行う場合	肢体不自由児の場合	3,370		0
			重症心身障害児の場合	4,490		0
	開所時間減算適用の場合 (開所時間が4時間未満の場合)	医療型児童発達支援センターで行う場合	肢体不自由児の場合	2,720		0
			重症心身障害児の場合	3,500		0
	指定発達支援医療機関で行う場合	医療機関で行う場合	肢体不自由児の場合	2,360		0
			重症心身障害児の場合	3,140		0
	開所時間減算適用の場合 (開所時間が4時間以上6時間未満の場合)	医療型児童発達支援センターで行う場合	肢体不自由児の場合	3,300		0
			重症心身障害児の場合	4,250		0
指定発達支援医療機関で行う場合			肢体不自由児の場合	2,860		0
			重症心身障害児の場合	3,820		0
合 計						0

注1：放課後等デイサービスにおける「障害児（重度心身障害児を除く。）の場合」は、「厚生労働大臣が定める施設基準を定める件（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「平24厚労告269」という。）に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、次のとおり区分1と区分2に区分する。

- ・「（1）区分1の場合」は、次の①及び②又は③のいずれかに該当するものをいう。
 - ①児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第66条第1項第1号に掲げる基準に準じて事業所所在県又は所在市が定める基準を満たしていること。
 - ②障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び平24厚労告269別表第2に掲げる項目欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上であると市町村が認めた障害児（以下「指標該当児」という。）の占める割合が全体の数の50%以上であること。
 - ③指定通所基準第66条第3項の基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準を満たしていること。
- ・「（2）区分2の場合」は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ①「（1）区分1の場合」の①に同じ。
 - ②障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が50%未満であること。

注2：放課後等デイサービスにおける「基準該当放課後等デイサービスの場合」は、次のとおり（I）と（II）に区分する。

- ・「（I）の場合」は、指定通所基準第71条の3から第71条の6までに規定する基準に準じて事業所所在県又は所在市が定める基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。
- ・「（II）の場合」は、指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

注3：児童発達支援における「基準該当児童発達支援の場合」は、次のとおり（I）と（II）に区分する。

- ・「（I）の場合」は、指定通所基準第54条の6から第54条の9までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準に適合する基準該当発達支援事業所であること。
- ・「（II）の場合」は、指定通所基準第54条の10から第54条の12までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準該当発達支援事業所であること。

補助基準額（事業所所在地が「厚生労働大臣が定める一単位の単価」第2号に定める地域区分で6級地に属する場合）

種 別	区 分	基準額 (円)	支給日数	補助対象経費(円) (基準額×支給日 数)	
放課後等 デイサー ビス	開所時間 減算適用 外の場合	(1) 区分1の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	8,205	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,511	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	4,268	0
		(2) 区分2の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,562	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,034	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	3,895	0
		重症心身障害児 の場合	(一) 利用定員が5人の場合	21,296	0
			(二) 利用定員が6人の場合	17,823	0
			(三) 利用定員が7人の場合	15,323	0
	(四) 利用定員が8人の場合		13,462	0	
	(五) 利用定員が9人の場合		12,018	0	
	(六) 利用定員が10人の場合		10,857	0	
	(七) 利用定員が11人以上の場合		8,462	0	
	共生型放課後等デイサービスの場合		5,794	0	
	基準該当放課後等デイサービスの 場合 ※注2		(1) 基準該当放課後等デイサービス(I)の場合	6,882	0
			(2) 基準該当放課後等デイサービス(II)の場合	5,794	0
	配置すべき従業員 （児童発達支 援管理責任者 を除く。）の員数 が基準に満た ない場合（サー ビス提供職員欠 減算適用の場 合）	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,739	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,853	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,983	0
		(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,293	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,522	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,724	0
	基準該当放課後 等デイサービスの 場合		(1) 基準該当放課後等デイサービス(I)の場合	4,822	0
	児童発達支援管 理責任者の員数 が基準に満た ない場合（児童 発達支援管理 責任者欠減算 適用の場合）	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,739	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,853	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,983	0
		(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,293	0
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合			3,522	0	
(三) 利用定員が21人以上の場合			2,724	0	
基準該当放課後 等デイサービスの 場合		(1) 基準該当放課後等デイサービス(I)の場合	4,822	0	
児童指導員等 の有資格者を 配置している 場合（児童指 導員等配置 加算適用の 場合）	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	8,329	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,594	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	4,330	0	
	(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,687	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,117	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,957	0	
配置すべき従業員 （児童発達支 援管理責任者 を除く。）の員 数が基準に 満たない場 合（サービ ス提供職員欠 減算適用の 場合）	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,832	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,916	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,035	0	
	(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,376	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,584	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,766	0	
児童発達支援管 理責任者の員 数が基準に 満たない場 合（児童発 達支援管理 責任者欠減 算適用の場 合）	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,832	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,916	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,035	0	
	(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,376	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,584	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,766	0	
開所時間 減算適用 の場合 （開所時 間4時未 満の場合）	(1) 区分1の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,739	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,853	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,983	0	
	(2) 区分2の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,293	0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,522	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,724	0	

重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合		14,905		0
	(二) 利用定員が6人の場合		12,478		0
	(三) 利用定員が7人の場合		10,731		0
	(四) 利用定員が8人の場合		9,424		0
	(五) 利用定員が9人の場合		8,409		0
	(六) 利用定員が10人の場合		7,604		0
	(七) 利用定員が11人以上の場合		5,920		0
共生型放課後等デイサービスの場合			4,058		0
基準該当放課後等デイサービスの場合 ※注2	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合		4,822		0
	(2) 基準該当放課後等デイサービス (II) の場合		4,058		0
配置すべき従業員(児童発達支援管理責任者を除く。)の員数が基準に満たない場合(サービス提供職員欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	障害児(重症心身障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,019	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,693	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,092	0
	(2) 区分2の場合		(一) 利用定員が10人以下の場合	3,708	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,465	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	1,906	0
基準該当放課後等デイサービスの場合		(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合	3,378		0
児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(児童発達支援管理責任者欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	障害児(重症心身障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,019	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,693	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,092	0
	(2) 区分2の場合		(一) 利用定員が10人以下の場合	3,708	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,465	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	1,906	0
基準該当放課後等デイサービスの場合		(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合	3,378		0
児童指導員等の有資格者を配置している場合(児童指導員等配置加算適用の場合)	(1) 区分1の場合	障害児(重症心身障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,832	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,916	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	3,035	0
	(2) 区分2の場合		(一) 利用定員が10人以下の場合	5,376	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,584	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,766	0
配置すべき従業員(児童発達支援管理責任者を除く。)の員数が基準に満たない場合(サービス提供職員欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	障害児(重症心身障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,081	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,745	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,123	0
	(2) 区分2の場合		(一) 利用定員が10人以下の場合	3,760	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,507	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	1,937	0
児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(児童発達支援管理責任者欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	障害児(重症心身障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,081	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,745	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,123	0
	(2) 区分2の場合		(一) 利用定員が10人以下の場合	3,760	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,507	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	1,937	0
開所時間減算適用の場合(開所時間が4時間以上6時間未満の場合) ※注1	(1) 区分1の場合	障害児(重症心身障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,972	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,682	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	3,626	0
	(2) 区分2の場合		(一) 利用定員が10人以下の場合	6,433	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,278	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	3,315	0
重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合		18,106		0
	(二) 利用定員が6人の場合		15,146		0
	(三) 利用定員が7人の場合		13,022		0
	(四) 利用定員が8人の場合		11,443		0
	(五) 利用定員が9人の場合		10,219		0
	(六) 利用定員が10人の場合		9,225		0
	(七) 利用定員が11人以上の場合		7,196		0
共生型放課後等デイサービスの場合			4,926		0

基準該当放課後等デイサービスの場合 ※注2	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合	5,847	0			
		(2) 基準該当放課後等デイサービス (II) の場合	4,926	0		
配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)の員数が基準に満たない場合(サービス提供職員欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,879	0		
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,273	0		
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,538	0		
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,496	0		
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,994	0		
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,320	0		
基準該当放課後等デイサービスの場合	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合	4,100	0			
児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(児童発達支援管理責任者欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,879	0		
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,273	0		
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,538	0		
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,496	0		
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,994	0		
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,320	0		
基準該当放課後等デイサービスの場合	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合	4,100	0			
児童指導員等の有資格者を配置している場合(児童指導員等配置加算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,075	0		
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,755	0		
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,677	0		
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,537	0		
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,351	0		
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,367	0		
配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)の員数が基準に満たない場合(サービス提供職員欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,962	0		
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,325	0		
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,579	0		
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,568	0		
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,045	0		
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,351	0		
児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(児童発達支援管理責任者欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,962	0		
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,325	0		
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,579	0		
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,568	0		
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,045	0		
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,351	0		
児童発達支援 開所時間減算適用外の場合	児童発達支援センターで行う場合	障害児(聴覚障害児及び重症心身障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が30人以下の場合	11,251	0	
			(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	10,411	0	
			(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	9,633	0	
			(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	8,897	0	
			(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	8,596	0	
			(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	8,327	0	
			(七) 利用定員が81人以上の場合	8,057	0	
		聴覚障害児の場合	(一) 利用定員が20人以下の場合	14,341	0	
			(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	12,340	0	
			(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	11,137	0	
			(四) 利用定員が41人以上の場合	10,100	0	
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が15人以下の場合	13,911	0	
			(二) 利用定員が16人以上20人以下の場合	10,867	0	
			(三) 利用定員が21人以上の場合	9,654	0	
		児童発達支援センター以外で行う場合	主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	8,598	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,791	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	4,506	0
			上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,314	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,838	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,739	0

	重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合	21,924	0		
		(二) 利用定員が6人の場合	18,357	0		
		(三) 利用定員が7人の場合	15,784	0		
		(四) 利用定員が8人の場合	13,859	0		
		(五) 利用定員が9人の場合	12,374	0		
		(六) 利用定員が10人の場合	11,171	0		
		(七) 利用定員が11人以上の場合	8,744	0		
	共生型児童発達支援の場合		5,878	0		
	基準該当児童発達支援の場合 ※注3	(1) 基準該当児童発達支援 (I) の場合	6,976	0		
		(2) 基準該当児童発達支援 (II) の場合	5,878	0		
	児童指導員等の 有資格者を配置 している場合 (児童指導員等 配置加算適用の 場合)	障害児(重症心 身障害児を除 く。)の場合	主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	8,723	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,874	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	4,568	0
			上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,438	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,921	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,802	0
開所時間 減算適用 の場合 (開所時 間が4時 間未満の 場合)	児童発達支援セ ンターで行う場 合	障害児(難聴児及び重症心身 障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が30人以下の場合	7,881	0	
			(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	7,290	0	
			(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	6,740	0	
			(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	6,232	0	
			(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	6,014	0	
			(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	5,827	0	
			(七) 利用定員が81人以上の場合	5,641	0	
		難聴児の場合	(一) 利用定員が20人以下の場合	10,038	0	
			(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	8,638	0	
			(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	7,798	0	
			(四) 利用定員が41人以上の場合	7,072	0	
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が15人以下の場合	9,738	0	
			(二) 利用定員が16人以上20人以下の場合	7,604	0	
			(三) 利用定員が21人以上の場合	6,757	0	
	児童発達支援セ ンター以外で行 う場合	障害児(重症心 身障害児を除 く。)の場合	主に未就学 児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,019	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,050	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,159	0
			上記以外の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,117	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,387	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	2,621	0
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合	15,344	0	
			(二) 利用定員が6人の場合	12,855	0	
			(三) 利用定員が7人の場合	11,045	0	
			(四) 利用定員が8人の場合	9,706	0	
			(五) 利用定員が9人の場合	8,660	0	
			(六) 利用定員が10人の場合	7,824	0	
			(七) 利用定員が11人以上の場合	6,119	0	
	共生型児童発達支援の場合		4,110	0		
	基準該当児童発達支援の場合 ※注3	(1) 基準該当児童発達支援 (I) の場合	4,884	0		
		(2) 基準該当児童発達支援 (II) の場合	4,110	0		
	児童指導員等の 有資格者を配置 している場合 (児童指導員等 配置加算適用の 場合)	障害児(重症心 身障害児を除 く。)の場合	(1) 主に 未就学児の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,102	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,112	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,201	0
			(2) 上記 以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,211	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,449	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	2,662	0
開所時間 減算適用 の場合 (開所時 間以上6 時間未満 の場合)	児童発達支援セ ンターで行う場 合	障害児(難聴児及び重症心身 障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が30人以下の場合	9,561	0	
			(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	8,845	0	
			(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	8,192	0	
			(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	7,559	0	
			(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	7,310	0	
			(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	7,082	0	
			(七) 利用定員が81人以上の場合	6,844	0	

			難聴児の場合	(一) 利用定員が20人以下の場合	12,195		0
				(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	10,494		0
				(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	9,467		0
				(四) 利用定員が41人以上の場合	8,586		0
			重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が15人以下の場合	11,830		0
				(二) 利用定員が16人以上20人以下の場合	9,236		0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	8,211		0
		児童発達支援センター以外で行う場合	障害児(重症心身障害児を除く。)の場合	主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,314	0
					(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,921	0
					(三) 利用定員が21人以上の場合	3,833	0
				上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,216	0
					(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,112	0
					(三) 利用定員が21人以上の場合	3,180	0
			重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合	18,639		0
				(二) 利用定員が6人の場合	15,606		0
				(三) 利用定員が7人の場合	13,420		0
				(四) 利用定員が8人の場合	11,777		0
				(五) 利用定員が9人の場合	10,522		0
				(六) 利用定員が10人の場合	9,497		0
				(七) 利用定員が11人以上の場合	7,437		0
			共生型児童発達支援の場合		4,999		0
			基準該当児童発達支援の場合 ※注3	(1) 基準該当児童発達支援(I)の場合	5,930		0
				(2) 基準該当児童発達支援(II)の場合	4,999		0
		児童指導員等の有資格者を配置している場合(児童指導員等配置加算適用の場合)	障害児(重症心身障害児を除く。)の場合	(1) 主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,417	0
					(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,993	0
					(三) 利用定員が21人以上の場合	3,885	0
				(2) 上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,319	0
					(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,185	0
					(三) 利用定員が21人以上の場合	3,232	0
医療型児童発達支援	開所時間減算適用外の場合	医療型児童発達支援センターで行う場合	肢体不自由児の場合		3,880		0
			重症心身障害児の場合		5,000		0
		指定発達支援医療機関で行う場合	肢体不自由児の場合		3,370		0
			重症心身障害児の場合		4,490		0
	開所時間減算適用の場合(開所時間が4時間未満の場合)	医療型児童発達支援センターで行う場合	肢体不自由児の場合		2,720		0
			重症心身障害児の場合		3,500		0
		指定発達支援医療機関で行う場合	肢体不自由児の場合		2,360		0
			重症心身障害児の場合		3,140		0
	開所時間減算適用の場合(開所時間が4時間以上6時間未満の場合)	医療型児童発達支援センターで行う場合	肢体不自由児の場合		3,300		0
			重症心身障害児の場合		4,250		0
		指定発達支援医療機関で行う場合	肢体不自由児の場合		2,860		0
			重症心身障害児の場合		3,820		0
合 計							0

注1：放課後等デイサービスにおける「障害児（重度心身障害児を除く。）の場合」は、平24厚労告269に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、次のとおり区分1と区分2に区分する。

- ・「（1）区分1の場合」は、次の①及び②又は③のいずれかに該当するものをいう。
 - ①指定通所基準第66条第1項第1号に掲げる基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準を満たしていること。
 - ②障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が全体の数の50%以上であること。
 - ③指定通所基準第66条第3項の基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準を満たしていること。
- ・「（2）区分2の場合」は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ①「（1）区分1の場合」の①に同じ。
 - ②障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が50%未満であること。

注2：放課後等デイサービスにおける「基準該当放課後等デイサービスの場合」は、次のとおり（Ⅰ）と（Ⅱ）に区分する。

- ・「（Ⅰ）の場合」は、指定通所基準第71条の3から第71条の6までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。
- ・「（Ⅱ）の場合」は、指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

注3：児童発達支援における「基準該当児童発達支援の場合」は、次のとおり（Ⅰ）と（Ⅱ）に区分する。

- ・「（Ⅰ）の場合」は、指定通所基準第54条の6から第54条の9までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準に適合する基準該当発達支援事業所であること。
- ・「（Ⅱ）の場合」は、指定通所基準第54条の10から第54条の12までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準該当発達支援事業所であること。

補助基準額（事業所所在地が「厚生労働大臣が定める一単位の単価」第2号に定める地域区分で7級地に属する場合）

種別	区分			基準額 (円)	支給日数	補助対象経費(円) (基準額×支給日数)
放課後等 サービス	開所時間 減算適用 の場合	障害児（重症心 身障害児を除く。）の場合 ※注1	(1) 区分1の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	8,062	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,415	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	4,194	0
			(2) 区分2の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,431	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,947	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,827	0
		重症心身障害児 の場合	(一) 利用定員が5人の場合	20,828	0	
			(二) 利用定員が6人の場合	17,431	0	
			(三) 利用定員が7人の場合	14,986	0	
			(四) 利用定員が8人の場合	13,166	0	
			(五) 利用定員が9人の場合	11,754	0	
			(六) 利用定員が10人の場合	10,618	0	
			(七) 利用定員が11人以上の場合	8,276	0	
		共生型放課後等サービスの場合			5,667	0
	基準該当放課後等サービスの 場合 ※注2					
	(1) 基準該当放課後等サービス（Ⅰ）の場合			6,731	0	
	(2) 基準該当放課後等サービス（Ⅱ）の場合			5,667	0	
	配置すべき従業員 （児童発達支援 管理責任者を除く。）の員数 が基準に満たない場合（サー ビス提供職員欠如 減算適用の場 合）	障害児（重症心 身障害児を除く。）の場合	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,639	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,786	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	2,931	0
			(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,201	0
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合				3,461	0	
(三) 利用定員が21人以上の場合				2,677	0	
基準該当放課後等サービスの 場合			4,716	0		
児童発達支援管理 責任者の員数が 基準に満たない場合（児童発 達支援管理責任 者欠如減算適用 の場合）		(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,639	0	
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,786	0	
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,931	0	
	(2) 区分 2の場合		(一) 利用定員が10人以下の場合	5,201	0	
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,461	0	
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,677	0	
	(1) 基準該当放課後等サービス（Ⅰ）の場合			4,716	0	
	児童指導員等の 有資格者を配置 している場合 （児童指導員等 配置加算適用の 場合）	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	8,184	0	
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,497	0	
(三) 利用定員が21人以上の場合			4,255	0		
(2) 区分 2の場合			(一) 利用定員が10人以下の場合	7,553	0	
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,028	0	
			(三) 利用定員が21人以上の場合	3,888	0	
配置すべき従業員 （児童発達支援 管理責任者を除く。）の員数 が基準に満たない場合（サー ビス提供職員欠如 減算適用の場 合）		(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,731	0	
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,848	0	
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,982	0	
		(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,283	0	
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,522	0	
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,718	0	
児童発達支援管理 責任者の員数が 基準に満たない場合（児童発 達支援管理責任 者欠如減算適用 の場合）	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,731	0		
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,848	0		
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,982	0		
	(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,283	0		
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,522	0		
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,718	0		
開所時間 が4時間 未満の場 合（開所 時間減算 適用の場 合）	(1) 区分1の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,639	0		
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,786	0		
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,931	0		
		(2) 区分2の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,201	0	
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,461	0	
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,677	0	

重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合	14,577	0	
	(二) 利用定員が6人の場合	12,204	0	
	(三) 利用定員が7人の場合	10,495	0	
	(四) 利用定員が8人の場合	9,217	0	
	(五) 利用定員が9人の場合	8,224	0	
	(六) 利用定員が10人の場合	7,437	0	
	(七) 利用定員が11人以上の場合	5,790	0	
共生型放課後等デイサービスの場合		3,969	0	
基準該当放課後等デイサービスの場合 ※注2	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合	4,716	0	
	(2) 基準該当放課後等デイサービス (II) の場合	3,969	0	
配置すべき従業員(児童発達支援管理責任者を除く。)の員数が基準に満たない場合(サービス提供職員欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,949	0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,646	0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,056	0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,644	0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,422	0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	1,873	0
基準該当放課後等デイサービスの場合	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合	3,304	0	
児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(児童発達支援管理責任者欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,949	0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,646	0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,056	0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,644	0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,422	0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	1,873	0
基準該当放課後等デイサービスの場合	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合	3,304	0	
児童指導員等の有資格者を配置している場合(児童指導員等配置加算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,731	0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,848	0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,982	0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,283	0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,522	0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,718	0
配置すべき従業員(児童発達支援管理責任者を除く。)の員数が基準に満たない場合(サービス提供職員欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,010	0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,697	0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,086	0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,695	0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,463	0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	1,903	0
児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(児童発達支援管理責任者欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,010	0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,697	0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,086	0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,695	0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,463	0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	1,903	0
開所時間が4時間以上6時間未満の場合(開所時間減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,851	0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,601	0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,563	0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,321	0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,204	0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,257	0
重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合	17,708	0	
	(二) 利用定員が6人の場合	14,813	0	
	(三) 利用定員が7人の場合	12,736	0	
	(四) 利用定員が8人の場合	11,191	0	
	(五) 利用定員が9人の場合	9,994	0	
	(六) 利用定員が10人の場合	9,022	0	
	(七) 利用定員が11人以上の場合	7,038	0	
共生型放課後等デイサービスの場合		4,818	0	

基準該当放課後等デイサービスの 場合 ※注2	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合		5,718		0				
		(2) 基準該当放課後等デイサービス (II) の場合	4,818		0				
配置すべき従業員 者(児童発達支 援管理責任者を除く。)の員数 が基準に満たない場合(サー ビス提供職員欠如 減算適用の場 合)	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,794		0				
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,216		0				
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,494		0				
	(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,418		0				
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,942		0				
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,280		0				
基準該当放課後 等デイサービスの 場合	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合	4,010		0					
児童発達支援管 理責任者の員数 が基準に満たない場合(児童発 達支援管理責任 者欠如減算適用 の場合)	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,794		0				
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,216		0				
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,494		0				
	(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,418		0				
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,942		0				
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,280		0				
基準該当放課後 等デイサービスの 場合	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合	4,010		0					
児童指導員等 の有資格者を配 置している場合 (児童指導員等 配置加算適用 の場合)	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,952		0				
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,672		0				
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,613		0				
	(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,423		0				
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,275		0				
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,308		0				
配置すべき従業員 者(児童発達支 援管理責任者を除く。)の員数 が基準に満たない場合(サー ビス提供職員欠如 減算適用の場 合)	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,876		0				
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,267		0				
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,534		0				
	(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,489		0				
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,992		0				
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,310		0				
児童発達支援管 理責任者の員数 が基準に満たない場合(児童発 達支援管理責任 者欠如減算適用 の場合)	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,876		0				
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,267		0				
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,534		0				
	(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,489		0				
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,992		0				
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,310		0				
児童発達 支援	開所時間 減算適用 外の場合	児童発達支援セ ンターで行う場 合	障害児(難聴児及び重症心身 障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が30人以下の場合	11,056		0		
				(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	10,230		0		
				(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	9,466		0		
				(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	8,743		0		
				(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	8,447		0		
				(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	8,182		0		
				(七) 利用定員が81人以上の場合	7,917		0		
			難聴児の場合	(一) 利用定員が20人以下の場合	14,092		0		
				(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	12,126		0		
				(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	10,944		0		
				(四) 利用定員が41人以上の場合	9,925		0		
			重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が15人以下の場合	13,605		0		
				(二) 利用定員が16人以上20人以下の場合	10,628		0		
				(三) 利用定員が21人以上の場合	9,442		0		
			児童発達支援セ ンター以外で行 う場合	障害児(重症心 身障害児を除く。)の場合	主に未就学 児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	8,449		0
						(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,690		0
						(三) 利用定員が21人以上の場合	4,428		0
上記以外の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,187			0				
	(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,754			0				
	(三) 利用定員が21人以上の場合	3,674			0				

	重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合	21,442		0
		(二) 利用定員が6人の場合	17,953		0
		(三) 利用定員が7人の場合	15,437		0
		(四) 利用定員が8人の場合	13,554		0
		(五) 利用定員が9人の場合	12,102		0
		(六) 利用定員が10人の場合	10,925		0
		(七) 利用定員が11人以上の場合	8,552		0
	共生型児童発達支援の場合		5,749		0
	基準該当児童発達支援の場合 ※注3	(1) 基準該当児童発達支援 (I) の場合	6,823		0
		(2) 基準該当児童発達支援 (II) の場合	5,749		0
	児童指導員等の 有資格者を配置 している場合 (児童指導員等 配置加算適用の 場合)	主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	8,571	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,772	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	4,489	0
		上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,309	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,835	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	3,736	0
開所時間 が4時間 未満の場 合(開所 時間減算 適用の場 合)	児童発達支援セ ンターで行う場 合	障害児(難聴児及び重症心身 障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が30人以下の場合	7,744	0
			(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	7,163	0
			(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	6,623	0
			(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	6,124	0
			(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	5,910	0
			(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	5,726	0
			(七) 利用定員が81人以上の場合	5,543	0
		難聴児の場合	(一) 利用定員が20人以下の場合	9,863	0
			(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	8,488	0
			(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	7,662	0
			(四) 利用定員が41人以上の場合	6,949	0
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が15人以下の場合	9,524	0
			(二) 利用定員が16人以上20人以下の場合	7,437	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	6,608	0
	児童発達支援セ ンター以外で行 う場合	障害児(重症心 身障害児を除 く。)の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,914	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,980	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	3,104	0
		主に未就学 児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,028	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,328	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,575	0
		上記以外の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,028	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,328	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,575	0
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合	15,007	0
			(二) 利用定員が6人の場合	12,572	0
			(三) 利用定員が7人の場合	10,802	0
			(四) 利用定員が8人の場合	9,493	0
			(五) 利用定員が9人の場合	8,470	0
			(六) 利用定員が10人の場合	7,652	0
			(七) 利用定員が11人以上の場合	5,984	0
	共生型児童発達支援の場合		4,020		0
	基準該当児童発達支援の場合 ※注3	(1) 基準該当児童発達支援 (I) の場合	4,777		0
		(2) 基準該当児童発達支援 (II) の場合	4,020		0
	児童指導員等の 有資格者を配置 している場合 (児童指導員等 配置加算適用の 場合)	(1) 主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,996	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,041	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	3,145	0
		(2) 上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,120	0
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,389	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,616	0
開所時間 が4時間 以上6時 間未満の 場合(開 所時間減 算適用の 場合)	児童発達支援セ ンターで行う場 合	障害児(難聴児及び重症心身 障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が30人以下の場合	9,395	0
			(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	8,692	0
			(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	8,050	0
			(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	7,428	0
			(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	7,183	0
			(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	6,959	0
			(七) 利用定員が81人以上の場合	6,725	0

		難聴児の場合	(一) 利用定員が20人以下の場合	11,983	0
			(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	10,312	0
			(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	9,303	0
			(四) 利用定員が41人以上の場合	8,437	0
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が15人以下の場合	11,570	0
			(二) 利用定員が16人以上20人以下の場合	9,033	0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	8,030	0
	児童発達支援センター以外で行う場合	障害児(重症心身障害児を除く。)の場合	主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,187
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,835
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,766
			上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,108
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,041
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,125
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合	18,229	0
			(二) 利用定員が6人の場合	15,263	0
			(三) 利用定員が7人の場合	13,125	0
			(四) 利用定員が8人の場合	11,518	0
			(五) 利用定員が9人の場合	10,291	0
			(六) 利用定員が10人の場合	9,288	0
			(七) 利用定員が11人以上の場合	7,273	0
		共生型児童発達支援の場合		4,889	0
		基準該当児童発達支援の場合 ※注3	(1) 基準該当児童発達支援(Ⅰ)の場合	5,800	0
			(2) 基準該当児童発達支援(Ⅱ)の場合	4,889	0
	児童指導員等の有資格者を配置している場合(児童指導員等配置加算適用の場合)	障害児(重症心身障害児を除く。)の場合	(1) 主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,288
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,906
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,817
			(2) 上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,209
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,112
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,176
医療型児童発達支援	開所時間減算適用外の場合	医療型児童発達支援センターで行う場合	肢体不自由児の場合	3,880	0
			重症心身障害児の場合	5,000	0
		指定発達支援医療機関で行う場合	肢体不自由児の場合	3,370	0
			重症心身障害児の場合	4,490	0
	開所時間が4時間未満の場合(開所時間減算適用の場合)	医療型児童発達支援センターで行う場合	肢体不自由児の場合	2,720	0
			重症心身障害児の場合	3,500	0
		指定発達支援医療機関で行う場合	肢体不自由児の場合	2,360	0
			重症心身障害児の場合	3,140	0
	開所時間が4時間以上6時間未満の場合(開所時間減算適用の場合)	医療型児童発達支援センターで行う場合	肢体不自由児の場合	3,300	0
			重症心身障害児の場合	4,250	0
		指定発達支援医療機関で行う場合	肢体不自由児の場合	2,860	0
			重症心身障害児の場合	3,820	0
合 計					0

注1：放課後等デイサービスにおける「障害児（重度心身障害児を除く。）の場合」は、平24厚労告269に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、次のとおり区分1と区分2に区分する。

- ・「（1）区分1の場合」は、次の①及び②又は③のいずれかに該当するものをいう。
 - ①指定通所基準第66条第1項第1号に掲げる基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準を満たしていること。
 - ②障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が全体の数の50%以上であること。
 - ③指定通所基準第66条第3項の基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準を満たしていること。
- ・「（2）区分2の場合」は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ①「（1）区分1の場合」の①に同じ。
 - ②障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が50%未満であること。

注2：放課後等デイサービスにおける「基準該当放課後等デイサービスの場合」は、次のとおり（I）と（II）に区分する。

- ・「（I）の場合」は、指定通所基準第71条の3から第71条の6までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。
- ・「（II）の場合」は、指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

注3：児童発達支援における「基準該当児童発達支援の場合」は、次のとおり（I）と（II）に区分する。

- ・「（I）の場合」は、指定通所基準第54条の6から第54条の9までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準に適合する基準該当発達支援事業所であること。
- ・「（II）の場合」は、指定通所基準第54条の10から第54条の12までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準該当発達支援事業所であること。

補助基準額（事業所所在地が「厚生労働大臣が定める一単位の単価」第2号に定める地域区分でその他に属する場合）

種別	区分			基準額 (円)	支給日数	補助対象経費(円) (基準額×支給日数)	
放課後等 デイサー ビス	開所時間 減算適用 外の場合	障害児（重症心 身障害児を除く。）の場合 ※注1	(1) 区分1の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,920	0	
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,320	0	
				(三) 利用定員が21人以上の場合	4,120	0	
			(2) 区分2の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,300	0	
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,860	0	
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,760	0	
		重症心身障害児 の場合	(一) 利用定員が5人の場合	20,360	0		
			(二) 利用定員が6人の場合	17,040	0		
			(三) 利用定員が7人の場合	14,650	0		
			(四) 利用定員が8人の場合	12,870	0		
			(五) 利用定員が9人の場合	11,490	0		
			(六) 利用定員が10人の場合	10,380	0		
			(七) 利用定員が11人以上の場合	8,090	0		
		共生型放課後等デイサービスの場合				5,540	0
	基準該当放課後 等デイサービス の場合 ※注2		(1) 基準該当放課後等デイサービス（Ⅰ）の場合		6,580	0	
			(2) 基準該当放課後等デイサービス（Ⅱ）の場合		5,540	0	
	配置すべき従業 者（児童発達支 援管理責任者を 除く。）の員数 が基準に満た ない場合（サー ビス提供職員欠 減算適用の場 合）	障害児（重症心 身障害児を除く。）の場合	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,540	0	
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,720	0	
				(三) 利用定員が21人以上の場合	2,880	0	
			(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,110	0	
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,400	0	
				(三) 利用定員が21人以上の場合	2,630	0	
		基準該当放課後 等デイサービス の場合		(1) 基準該当放課後等デイサービス（Ⅰ）の場合		4,610	0
		児童発達支援管 理責任者の員数 が基準に満た ない場合（児童 発達支援管理責 任者欠減算適用 の場合）	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,540	0	
					(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,720	0
					(三) 利用定員が21人以上の場合	2,880	0
	(2) 区分 2の場合			(一) 利用定員が10人以下の場合	5,110	0	
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合				3,400	0		
(三) 利用定員が21人以上の場合				2,630	0		
基準該当放課後 等デイサービス の場合			(1) 基準該当放課後等デイサービス（Ⅰ）の場合		4,610	0	
児童指導員等 の有資格者を配 置している場 合（児童指導員 等配置加算適用 の場合）	(1) 区分 1の場合		(一) 利用定員が10人以下の場合	8,040	0		
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,400	0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合		4,180	0		
		(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,420	0		
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,940	0		
			(三) 利用定員が21人以上の場合	3,820	0		
	配置すべき従業 者（児童発達支 援管理責任者を 除く。）の員数 が基準に満た ない場合（サー ビス提供職員欠 減算適用の場 合）	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,630	0		
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,780	0		
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,930	0		
		(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,190	0		
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,460	0		
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,670	0		
児童発達支援管 理責任者の員数 が基準に満た ない場合（児童 発達支援管理責 任者欠減算適用 の場合）	(1) 区分 1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,630	0			
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,780	0			
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,930	0			
	(2) 区分 2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,190	0			
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,460	0			
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,670	0			
開所時間 減算適用 の場合 （開所時 間未済の 場合）	(1) 区分1の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,540	0			
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,720	0		
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,880	0		
		(2) 区分2の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,110	0		
			(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,400	0		
			(三) 利用定員が21人以上の場合	2,630	0		

重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合		14,250		0
	(二) 利用定員が6人の場合		11,930		0
	(三) 利用定員が7人の場合		10,260		0
	(四) 利用定員が8人の場合		9,010		0
	(五) 利用定員が9人の場合		8,040		0
	(六) 利用定員が10人の場合		7,270		0
	(七) 利用定員が11人以上の場合		5,660		0
共生型放課後等デイサービスの場			3,880		0
基準該当放課後等デイサービスの場 ※注2	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場		4,610		0
	(2) 基準該当放課後等デイサービス (II) の場		3,880		0
配置すべき従業員(児童発達支援管理責任者を除く。)の員数が基準に満たない場合(サービス提供職員欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,880		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,600		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,020		0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,580		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,380		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	1,840		0
基準該当放課後等デイサービスの場		(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場	3,230		0
児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(児童発達支援管理責任者欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,880		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,600		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,020		0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,580		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,380		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	1,840		0
基準該当放課後等デイサービスの場		(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場	3,230		0
児童指導員等の有資格者を配置している場合(児童指導員等配置加算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,630		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,780		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,930		0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,190		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,460		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,670		0
配置すべき従業員(児童発達支援管理責任者を除く。)の員数が基準に満たない場合(サービス提供職員欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,940		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,650		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,050		0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,630		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,420		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	1,870		0
児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(児童発達支援管理責任者欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,940		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,650		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,050		0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	3,630		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,420		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	1,870		0
開所時間減算適用の場合(開所時間が4時間以上6時間未満の場合) ※注1	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,730		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,520		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,500		0
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,210		0
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,130		0
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,200		0
重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合		17,310		0
	(二) 利用定員が6人の場合		14,480		0
	(三) 利用定員が7人の場合		12,450		0
	(四) 利用定員が8人の場合		10,940		0
	(五) 利用定員が9人の場合		9,770		0
	(六) 利用定員が10人の場合		8,820		0
	(七) 利用定員が11人以上の場合		6,880		0
共生型放課後等デイサービスの場			4,710		0

基準該当放課後等デイサービスの 場合 ※注2	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合		5,590		0	
		(2) 基準該当放課後等デイサービス (II) の場合	4,710		0	
配置すべき従業者 (児童発達支援管理責任者を除く。) の員数が基準に満たない場合 (サービス提供職員欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,710		0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,160		0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,450		0	
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,340		0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,890		0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,240		0	
基準該当放課後等デイサービスの 場合	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合	3,920		0		
児童発達支援管理責任者の員数が 基準に満たない場合 (児童発達支援管理責任者欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,710		0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,160		0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,450		0	
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,340		0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,890		0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,240		0	
基準該当放課後等デイサービスの 場合	(1) 基準該当放課後等デイサービス (I) の場合	3,920		0		
児童指導員等の有資格者を配置 している場合 (児童指導員等配置加算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,830		0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,590		0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,550		0	
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,310		0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,200		0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,250		0	
配置すべき従業者 (児童発達支援管理責任者を除く。) の員数が基準に満たない場合 (サービス提供職員欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,790		0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,210		0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,490		0	
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,410		0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,940		0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,270		0	
児童発達支援管理責任者の員数が 基準に満たない場合 (児童発達支援管理責任者欠如減算適用の場合)	(1) 区分1の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,790		0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,210		0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,490		0	
	(2) 区分2の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,410		0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	2,940		0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	2,270		0	
児童発達支援 開所時間減算適用 の場合	児童発達支援センターで行う場合	障害児 (難聴児及び重症心身障害児を除く。) の場合	(一) 利用定員が30人以下の場合	10,850		0
			(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	10,040		0
			(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	9,290		0
			(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	8,580		0
			(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	8,290		0
			(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	8,030		0
			(七) 利用定員が81人以上の場合	7,770		0
		難聴児の場合	(一) 利用定員が20人以下の場合	13,830		0
			(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	11,900		0
			(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	10,740		0
			(四) 利用定員が41人以上の場合	9,740		0
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が15人以下の場合	13,300		0
			(二) 利用定員が16人以上20人以下の場合	10,390		0
			(三) 利用定員が21人以上の場合	9,230		0
児童発達支援センター以外で行う場合	主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	8,300		0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,590		0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	4,350		0	
	上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,060		0	
		(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,670		0	
		(三) 利用定員が21人以上の場合	3,610		0	

	重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合	20,960	0		
		(二) 利用定員が6人の場合	17,550	0		
		(三) 利用定員が7人の場合	15,090	0		
		(四) 利用定員が8人の場合	13,250	0		
		(五) 利用定員が9人の場合	11,830	0		
		(六) 利用定員が10人の場合	10,680	0		
		(七) 利用定員が11人以上の場合	8,360	0		
	共生型児童発達支援の場合		5,620	0		
	基準該当児童発達支援の場合 ※注3	(1) 基準該当児童発達支援 (I) の場合	6,670	0		
		(2) 基準該当児童発達支援 (II) の場合	5,620	0		
	児童指導員等の 有資格者を配置 している場合 (児童指導員等 配置加算適用の 場合)	障害児(重症心 身障害児を除 く。)の場合	主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	8,420	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	5,670	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	4,410	0
			上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,180	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,750	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,670	0
開所時間 減算適用 の場合 (開所時 間4時間未 満の場合)	児童発達支援セ ンターで行う場 合	障害児(難聴児及び重症心身 障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が30人以下の場合	7,600	0	
			(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	7,030	0	
			(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	6,500	0	
			(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	6,010	0	
			(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	5,800	0	
			(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	5,620	0	
			(七) 利用定員が81人以上の場合	5,440	0	
		難聴児の場合	(一) 利用定員が20人以下の場合	9,680	0	
			(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	8,330	0	
			(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	7,520	0	
			(四) 利用定員が41人以上の場合	6,820	0	
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が15人以下の場合	9,310	0	
			(二) 利用定員が16人以上20人以下の場合	7,270	0	
			(三) 利用定員が21人以上の場合	6,460	0	
	児童発達支援セ ンター以外で行 う場合	障害児(重症心 身障害児を除 く。)の場合	主に未就学 児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,810	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,910	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,050	0
			上記以外 の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	4,940	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,270	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	2,530	0
		重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合	14,670	0	
			(二) 利用定員が6人の場合	12,290	0	
			(三) 利用定員が7人の場合	10,560	0	
			(四) 利用定員が8人の場合	9,280	0	
			(五) 利用定員が9人の場合	8,280	0	
			(六) 利用定員が10人の場合	7,480	0	
			(七) 利用定員が11人以上の場合	5,850	0	
	共生型児童発達支援の場合		3,930	0		
	基準該当児童発達支援の場合 ※注3	(1) 基準該当児童発達支援 (I) の場合	4,670	0		
		(2) 基準該当児童発達支援 (II) の場合	3,930	0		
	児童指導員等の 有資格者を配置 している場合 (児童指導員等 配置加算適用の 場合)	障害児(重症心 身障害児を除 く。)の場合	(1) 主に 未就学児の 場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,890	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,970	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,090	0
			(2) 上記 以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	5,030	0
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,330	0
				(三) 利用定員が21人以上の場合	2,570	0
開所時間 減算適用 の場合 (開所時 間4時間未 満以上6時 間未満の 場合)	児童発達支援セ ンターで行う場 合	障害児(難聴児及び重症心身 障害児を除く。)の場合	(一) 利用定員が30人以下の場合	9,220	0	
			(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	8,530	0	
			(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	7,900	0	
			(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	7,290	0	
			(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	7,050	0	
			(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	6,830	0	
			(七) 利用定員が81人以上の場合	6,600	0	

			難聴児の場合	(一) 利用定員が20人以下の場合	11,760	0	
				(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	10,120	0	
				(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	9,130	0	
				(四) 利用定員が41人以上の場合	8,280	0	
			重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が15人以下の場合	11,310	0	
				(二) 利用定員が16人以上20人以下の場合	8,830	0	
				(三) 利用定員が21人以上の場合	7,850	0	
		児童発達支援センター以外で行う場合	障害児（重症心身障害児を除く。）の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,060	0	
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,750	0	
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,700	0	
			上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,000	0	
				(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	3,970	0	
				(三) 利用定員が21人以上の場合	3,070	0	
			重症心身障害児の場合	(一) 利用定員が5人の場合	17,820	0	
				(二) 利用定員が6人の場合	14,920	0	
				(三) 利用定員が7人の場合	12,830	0	
				(四) 利用定員が8人の場合	11,260	0	
				(五) 利用定員が9人の場合	10,060	0	
				(六) 利用定員が10人の場合	9,080	0	
				(七) 利用定員が11人以上の場合	7,110	0	
			共生型児童発達支援の場合		4,780	0	
			基準該当児童発達支援の場合 ※注3	(1) 基準該当児童発達支援(Ⅰ)の場合	5,670	0	
				(2) 基準該当児童発達支援(Ⅱ)の場合	4,780	0	
		児童指導員等の有資格者を配置している場合（児童指導員等配置加算適用の場合）	障害児（重症心身障害児を除く。）の場合	(1) 主に未就学児の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	7,160	0
					(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,820	0
					(三) 利用定員が21人以上の場合	3,750	0
				(2) 上記以外の場合	(一) 利用定員が10人以下の場合	6,100	0
					(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	4,040	0
					(三) 利用定員が21人以上の場合	3,120	0
医療型児童発達支援	開所時間減算適用外の場合	医療型児童発達支援センターで行う場合	肢体不自由児の場合		3,880	0	
			重症心身障害児の場合		5,000	0	
		指定発達支援医療機関で行う場合	肢体不自由児の場合		3,370	0	
			重症心身障害児の場合		4,490	0	
	開所時間減算適用の場合（開所時間が4時間未満の場合）	医療型児童発達支援センターで行う場合	肢体不自由児の場合		2,720	0	
			重症心身障害児の場合		3,500	0	
		指定発達支援医療機関で行う場合	肢体不自由児の場合		2,360	0	
			重症心身障害児の場合		3,140	0	
	開所時間減算適用の場合（開所時間が4時間以上6時間未満の場合）	医療型児童発達支援センターで行う場合	肢体不自由児の場合		3,300	0	
			重症心身障害児の場合		4,250	0	
		指定発達支援医療機関で行う場合	肢体不自由児の場合		2,860	0	
			重症心身障害児の場合		3,820	0	
合 計						0	

注1：放課後等デイサービスにおける「障害児（重度心身障害児を除く。）の場合」は、平24厚労告269に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、次のとおり区分1と区分2に区分する。

- ・「（1）区分1の場合」は、次の①及び②又は③のいずれかに該当するものをいう。
 - ①指定通所基準第66条第1項第1号に掲げる基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準を満たしていること。
 - ②障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が全体の数の50%以上であること。
 - ③指定通所基準第66条第3項の基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準を満たしていること。
- ・「（2）区分2の場合」は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ①「（1）区分1の場合」の①に同じ。
 - ②障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が50%未満であること。

注2：放課後等デイサービスにおける「基準該当放課後等デイサービスの場合」は、次のとおり（I）と（II）に区分する。


- ・「（I）の場合」は、指定通所基準第71条の3から第71条の6までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。
- ・「（II）の場合」は、指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

注3：児童発達支援における「基準該当児童発達支援の場合」は、次のとおり（I）と（II）に区分する。

- ・「（I）の場合」は、指定通所基準第54条の6から第54条の9までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準に適合する基準該当発達支援事業所であること。
- ・「（II）の場合」は、指定通所基準第54条の10から第54条の12までに規定する基準に準じて事業所所在の県又は市が定める基準該当発達支援事業所であること。

番 号
年 月 日

市町村長 様

岐阜県知事 

岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金に係る交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、岐阜県補助金等交付規則第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 岐阜県補助金等交付規則及び岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金交付要綱に従うこと。

年 月 日

岐阜県知事 様

市町村長

岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金に係る交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定（交付決定）を受けた 年度岐阜県障害児通所支援事業所継続支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

金融機関名	() 銀行・信用金庫・農協 () 本店・支店・支所
預金種別 (該当を○で囲む。)	1 普通 2 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	